

令和5年度組織改正について

令和5年度においては、こども・若者施策の推進、イノベーション創出やデジタル化の更なる推進、青葉山エリア複合施設の整備に向けた体制強化、区役所建替えを契機とした泉中央地区活性化等、各種行政課題に迅速・的確に対応するための組織改正を行う。

1 局レベルの改正

(1) 子供未来局の分掌事務及び名称変更

こども・若者を取巻く環境や課題が複雑化している中で、総合的にこども・若者施策を推進するため、子供未来局の分掌事務に若者に関する事項を加えるとともに名称を「**こども若者局**」とする。

2 部レベルの改正

(1) いじめ対策推進室と子供育成部の再編（子供未来局）

こども・若者施策の効果的な展開を図るため、いじめ対策推進室及び子供育成部を再編し、「**こども家庭部**」（総務課，こども家庭保健課，こども支援給付課）及び「**こども若者支援部**」（若者支援課，いじめ対策推進課，児童クラブ事業推進課，こども若者相談支援センター）とする。

(2) 産業政策部の分割（経済局）

スタートアップ支援や次世代放射光施設を中核としたリサーチコンプレックスの形成を通じたイノベーション創出の更なる充実・強化を図るため、産業政策部を分割し、産業政策部（経済企画課，中小企業支援課，商業・雇用支援課）及び「**イノベーション推進部**」（産業振興課，スタートアップ支援課，企業立地課）とする。

(3) 宮城総合支所における担当部長の配置（青葉区）

近年の福祉分野を中心とした行政機能の強化や大規模な道路事業の進展等を踏まえ、業務執行体制の強化を図るため、宮城総合支所に「**まちづくり担当部長**」，「**保健福祉担当部長**」及び「**建設担当部長**」を新設する。

3 課レベル以下の主な改正

(1) まちづくり政策局

- ・ 定禅寺通活性化に関する事業について、総合的な企画及び調整を行う段階から、具体的な施策を推進する段階に移行するため、関係部局に業務を移管したうえで、定禅寺通活性化室を廃止する。
- ・ 本市におけるデジタル技術の導入及び利活用支援の更なる推進を図るため、行政デジタル推進課に「**利活用支援係**」を新設する。

(2) 健康福祉局

- ・ 障害福祉サービス事業所に係る指定及び指導監査等の業務を効率的かつ一体的に進めるため、障害者支援課を分割し、障害者支援課（施設支援係、地域生活支援係）及び「**障害福祉サービス指導課**」（指導第一係、指導第二係）とする。
- ・ 複合化・複雑化する保健福祉分野における課題に対して、調整機能を強化するため、総務課に「**企画調整係**」を新設する。

(3) 子供未来局

- ・ 困難を有する若者を中心とした支援の強化や全庁的な若者施策の連携強化を図るため、こども若者局こども若者支援部に「**若者支援課**」（企画係）を新設する。
- ・ いじめ対策について、こども・若者施策や相談支援との連携を図りながら、引き続き市政の重要課題として継続的に取り組むため、こども若者局こども若者支援部に「**いじめ対策推進課**」（係制なし）を新設する。
- ・ こども・若者に関するワンストップ相談窓口としての機能を強化するため、子供相談支援センター（第二種公所）の分掌事務及び名称を変更し、こども若者局こども若者支援部「**こども若者相談支援センター**」（第二種公所）とする。
- ・ 民営化に伴い、運営支援課中田保育所（第三種公所）を廃止する。
- ・ 児童家庭への相談支援や助言指導等の対応に係る体制強化を図るため、児童相談所相談指導課児童相談係を分割し、「**児童相談第一係**」及び「**児童相談第二係**」とする。

(4) 経済局

- ・ スタートアップ・エコシステム拠点都市として、スタートアップ支援施策の更なる充実・強化を図るため、産業振興課を分割し、産業振興課（成長産業係、国際経済室）及び「**スタートアップ支援課**」（創業支援係、拠点形成係）とする。
- ・ 令和6年度の次世代放射光施設の本格稼働に向け、リサーチコンプレックスの形成や利活用促進等の取組を効率的かつ一体的に進めるため、産業振興課が所管する関係業務を企業立地課に移管するとともに、企業立地課に「**リサーチコンプレックス推進係**」を新設する。

(5) 文化観光局

- ・ 音楽ホール等複合施設整備の推進体制を強化するため、文化スポーツ部に「**青葉山エリア複合施設整備室**」（課相当）（係制なし）を新設する。

(6) 建設局

- ・ 都市公園等における PPP/PFI 事業の計画的な実施を図るとともに、民間事業者による市民ニーズに応じた公園利活用をより効果的に推進するため、公園管理課施設管理係及び公園マネジメント推進係を再編し、施設管理係、「**企画調整係**」及び「**利活用推進係**」とする。

(7) 区役所

- ・ 区役所庁舎建替え事業及び建替えを契機とした泉中央地区の活性化をより効果的に推進するため、泉区に「**泉中央地区活性化推進室**」(課相当)(係制なし)を新設する。
- ・ こども若者局の設置に伴い、こども施策に係る組織の名称を統一するため、区役所保健福祉センター家庭健康課子供家庭係及び青葉区宮城総合支所保健福祉課子供家庭係の名称を変更し、それぞれ「**こども家庭係**」とする。
- ・ 生活保護受給世帯の増加に対応するため、若林区保健福祉センター保護課に「**保護第四係**」を新設する。

(8) 市立病院

- ・ 精神科病床のより効果的な活用に向けた調整機能の強化を図るため、精神科に「**コンサルテーションリエゾンセンター準備室**」(係相当)を新設する。